

第2次宍粟市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策5-8)

基本 施策	用語	解説
5	LED	Light Emitting Diodeの略。発光ダイオード。従来の光源よりも寿命が長く、消費電力が少ないなど、省エネ効果が高い。
5	屋外広告物	常時又は一定期間継続して、屋外で、公衆に表示されるもので看板、はり紙、広告塔、広告板など、建物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの。
5	学校生き生きプロジェクト	学校がそれぞれの課題や運営ビジョンを基に、自主的・主体的に取り組む特色ある教育活動を支援し、子どもたちに「生きる力」を育むとともに、「ふるさと宍粟を愛する」次代を担う市民の育成をめざすことを目的に実施している市独自事業。各学校が自校の課題分析等をもとに策定した学校づくりのビジョンを基に当該年度の運営計画を立て、その計画に対して市教委がその内容等を精査し、必要な予算措置等の支援を講じていく。
5	景観形成地区指定	兵庫県景観条例に基づく指定制度の一つで、指定の対象となる兵庫県下の優れた景観の保全および維持または創造をその目的とする。「歴史的景観形成地区」、「住宅街等景観形成地区」、「まちなか景観形成地区」、「沿道景観形成地区」に種別される。
5	公益的機能	森林が持つ資源としての木材生産やきのこなどの林産物を生産する機能や土砂災害等を防止する国土保全機能、洪水や濁水を緩和しながら、良質な水を育む水源涵養機能、生物多様性の保全機能など、安全で快適な生活を送るために欠かせない多面的機能のこと。
5	耕作放棄地	現在は使用されていないが、過去に作物が育てられていた土地のこと。
5	高齢人工林	林齢46～50年以上に達した人工林のこと。
5	混交林	広葉樹と針葉樹とが混生する森林のこと。
5	親水	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めること。

第2次宍粟市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策5-8)

基本 施策	用語	解説
5	水土保全機能	森林の持つ多面的機能のうち、洪水や濁水を緩和する機能、土砂の流出や斜面の崩壊を防ぐ機能、清浄な水を供給する機能のこと。
5	総合学習授業	正式名称は「総合的学習の時間」で、子どもが自ら学び、自ら考える力や学び方、考え方などを身につけ、問題を解決する資質や能力などを育むことをねらいとし実施されている学習活動。授業内容は各学校にゆだねられており、地域の特色を活かした授業やボランティア活動、自然体験活動、社会体験活動、国際理解・外国語学習など工夫を凝らした授業が展開されている。
5	地域交流施設	地域住民の自主的な活動を促す拠点として、また地域福祉の向上や、地域の防災拠点として、さまざまな機能を複合させた施設。
5	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。
5	BOD	Biochemical oxygen demandの略。水の汚染を表す指標。生物化学的酸素要求量。
5	兵庫県屋外広告物条例	良好な景観の維持および倒壊等の事故防止のため、兵庫県が制定した屋外広告物を規制する条例。
5	風景街道	地域の人々と行政が力を合わせ、風景、自然、歴史、文化など、地域の魅力を「みち」でつなぎながら「訪れる人」と「迎える地域」の豊かな交流による美しい景観づくりや魅力ある地域づくりを実現しようとする取組のこと。
6	永続地帯	倉阪秀史(千葉大学人文社会科学研究科教授)が提唱した概念で、ある区域において分散的に得られる資源によって、その区域におけるエネルギー需要と食糧需要のすべてを賄うことができる区域のこと。
6	エネルギー自給率	地域内の家庭用、業務用、農水用エネルギー需要に対して、地域内の再生可能エネルギー設備がどの程度供給可能かを測る指標。
6	温室効果ガス	二酸化炭素、メタンなど人為的な活動によって大気中に放出され、地球温暖化の原因となるもの。

第2次宍粟市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策5-8)

基本 施策	用語	解説
6	5R	Refuse:ごみになるものを断ること、Reduce:ごみを発生させないこと、Reuse:ものを繰り返し使うこと、Repair:ものを修理して使うこと、Recycle:資源として再生利用することの頭文字をとったもので、ごみ減量など環境に配慮する取組のこと。
6	コンテナ回収	実施地区、団体ごとに日時・場所を決め、回収する資源物の品目ごとにコンテナを並べ、コンテナごと回収する方法。
6	再生可能エネルギー	太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、資源の枯渇が無く、繰り返し利用可能なエネルギー。
6	事業系ごみ	事業活動に伴って発生するごみ全てのこと。事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類される。
6	資源循環型社会	環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。
6	宍粟市スマートコミュニティ化ロードマップ	2030年度における宍粟市の最大可能なエネルギー自給率を把握し、その目標に向けて取り組むべき事項や目標値をまとめたロードマップ。
6	省エネ	石油や石炭、天然ガスなど、限りあるエネルギー資源がなくなることを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。
6	小水力発電	一定の水量と水位差(有効落差)があれば発電可能な、小規模な発電システムで、概ね出力10,000kW以下のもの。河川の流水だけでなく、上下水道や農業用水などに水車を設置することでも発電可能で、自然の生態系への影響も小さい。
6	省力化	業務の自動化や効率化を図ること。
6	低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。
6	ペレットボイラー	オガ粉やかんな屑など製材副産物を圧縮成型した小粒の固形燃料である木質ペレットを燃料として使用できる温水ボイラーのこと。

第2次宍粟市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策5-8)

基本 施策	用語	解説
6	木質バイオマス	「バイオマス」は「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。樹木の伐採や造材時に発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。
7	クリーン作戦	市および各種団体による自然環境の維持、美化活動。
7	耐震改修	昭和56年5月以前に建築確認を受けた建物のうち、現行基準に照らして耐震性能が劣るものについて、改修工事を行い現行基準に適合させること。
7	耐震診断	建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性(耐震性)、受ける被害の程度を判断すること。
7	地籍調査	一筆(土地の所有権等を公示するために、人為的に分けた区画)ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
7	トータルコスト	設備などの資産に関する、購入から廃棄までに必要な時間と支出の総計。
7	特定空き家	空き家対策特別措置法で、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家のこと。放置すると著しく保安上危険または衛生上有害となるおそれのある状態、適切に管理されていないため景観を損なっている状態にあると認められる空き家をいう。
7	特定公共賃貸住宅	中堅所得者世帯に対して優良な賃貸住宅を供給するため、自治体が直接建設し、賃貸している住宅。
7	都市施設	道路、公園、上下水道など都市において必要となる公共的な施設のこと。
7	筆界調査	土地が登記されたときの境界(筆界)について、現地における位置を調査し、明らかにすること。
7	附属工作物	照明等に係る電気設備、給排水設備、ガス設備、冷暖房などの空調設備、エレベーターなどの昇降機設備など、建物に付属して機能する工作物のこと。

第2次宍粟市総合計画後期基本計画・第2次総合戦略用語解説集(基本施策5-8)

基本 施策	用語	解説
7	用途地域	秩序ある土地利用を誘導するため、住居、商業、工業等、市街地の大枠として土地利用を定めるため、建物用途を制限するもの。
8	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に対して、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度割り当てられているかを示す指標。
8	公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のこと。
8	交流人口	地域に住んでいる人以外で、通勤や通学、買い物、観光などで地域を訪れる(交流する)人。
8	ストックマネジメント	公共施設や都市施設の管理手法。長寿命化を図るなどして、できるだけ既存施設の活用を図ること。
8	道路改良率	改良済道路の延長の全道路延長に対する比率。
8	都市計画道路	都市の基盤的施設として、都市計画法に基づく都市計画決定による道路。
8	有収率	浄水後に排水した水の量に対し、水道事業の収入になった水の量の割合。比率が高いほど効率的な水道設備であると評価できる。
8	ランニングコスト	設備や建物を維持するための費用。これに対して、設備導入や建築費用といった初期投資をイニシャルコストという。